

○武雄市立小・中学校家庭学習用モバイルルーター貸与要綱

令和8年3月30日

教育委員会告示第8号

(目的)

第1条 本要綱は、GIGAスクール構想に基づき、市立小・中学校の児童生徒に対してモバイルルーター（以下「端末」という。）を無償で貸与することにより、家庭における一人一台端末の活用を推進し、全ての児童生徒に等しく学習機会を保障することを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 端末の貸与を受けることができる者は、市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者のうち、家庭にインターネット接続環境（Wi-Fi環境、固定回線等）がなく、教育委員会が特に必要と認める者とする。

(貸与の申請)

第3条 端末の貸与を希望する保護者（以下「申請者」という。）は、モバイルルーター貸与申請書兼家庭通信環境報告書（様式第1号）を、教育委員会に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の報告書において、現在の家庭における通信環境の実態を誠実に報告しなければならない。

3 学校は、本制度の周知及び案内を行うものとし、申請の受付業務は行わない。

(貸与の決定及び期間)

第4条 教育委員会は、前条の申請があったときは内容を審査し、適当と認めるときは貸与を決定し、申請者に端末を交付する。

2 貸与期間は、貸与を決定した日から、当該児童生徒が所属する学校における当該年度の最終登校日までとする。

(費用負担)

第5条 端末の借受料及び通信費は、無料とする。

2 次の各号に掲げる費用は、保護者の負担とする。

(1) 端末の使用に係る電気料金

(2) 保護者又は児童生徒の故意又は過失により、端末を故障、破損又は紛失した際の実費相当額（修理費又は再調達価額）の弁償金

3 第3条第2項に規定する報告の内容に虚偽があることが判明した場合、教育委員会は

貸与決定を取り消し、当該年度内に発生した通信費及び事務手数料の全額を、当該保護者に請求することができる。

(遵守事項)

第6条 保護者及び児童生徒は、端末の使用にあたり次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 教育目的（家庭学習）以外に使用しないこと。
- (2) 第三者に貸与、譲渡、又は担保に供しないこと。
- (3) 端末の分解、改造、設定の変更等を行わないこと。

(返還)

第7条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出窓口である教育委員会へ速やかに端末を返還しなければならない。

- (1) 貸与期間が終了（年度末の最終登校日）したとき。
- (2) 市外への転出又は退学等により、市立小・中学校の学籍を離れたとき。
- (3) 家庭において自ら通信環境を整備したとき。
- (4) 申請内容に虚偽が判明したとき、又は本要綱に違反する行為があったとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

武雄市教育委員会 所管課長 宛

武雄市立小・中学校家庭学習用モバイルルーター貸与申請書
兼 家庭通信環境報告書

私は、以下の内容に同意したうえで、家庭学習用モバイルルーターの貸与を受けたく、
申し込めます。

以下の内容を確認し、 <u>左側の枠に「○」を記入</u> してください。	
	自宅にWi-Fi環境（固定回線・ホームルーター等）が一切ありません。
	貸与されるモバイルルーターは教育目的以外には使用しません。
	故意又は過失により故障、破損、紛失した場合は、修理費又は再調達費用を全額弁償することに同意します。
	年度末の最終登校日までに、市教育委員会へ直接返却することを承諾します。

【宣誓】

上記の内容に相違ありません。なお、申請内容に虚偽があり、既に家庭に通信環境があることが判明した場合には、当該年度に発生した通信費の全額を遅滞なく支払うことに同意します。

(保護者) 申請者	氏名	
	住所	〒
	電話番号	(連絡の取れるもの)
児童生徒	氏名	
	在籍校	武雄市立 学校 年 組
	備考	(兄弟・姉妹がいる場合) ※小1～中3の全ての兄弟姉妹を記載 ・武雄市立 学校 年 組 氏名： ・武雄市立 学校 年 組 氏名： ・武雄市立 学校 年 組 氏名： ・武雄市立 学校 年 組 氏名： ・武雄市立 学校 年 組 氏名：